

## 令和4年度

# 小山町放課後児童クラブ募集案内

「放課後児童クラブ」とは、放課後、就労等により家庭に保護者のいない児童に対し、第二の家庭のような生活の場を提供し、異年齢の友だちと遊びや活動を通じて放課後を楽しく過ごすところです。



### 🍎 クラブを利用できる児童

小山町内の小学校に通い、同居の70歳未満の方全員が就労等の要件に該当する児童

※入所要件確認書類（就労証明書、診断書等）の提出が必要です。点数制による入所審査があり、優先順位により入所の決定をします。定員超過の場合、待機となる可能性があります。

※同居の70歳以上の方と学区内在住（別居）の祖父母は入所要件には該当しませんが、審査の点数に影響します。

| 入所要件           | 利用できる期間等         |
|----------------|------------------|
| ・就労（外勤・自営業・農業） | ※求職中・内職・育休は対象外   |
| ・出産            | 産前1ヵ月～産後2ヵ月の月末まで |
| ・疾病・障がい        | 療養を必要としなくなるまで    |
| ・就学            | 通学期間中 ※通信教育は対象外  |
| ・介護・看護付き添い     | 介護等を必要としなくなるまで   |
| ・離別・被災         | 個別の事由による         |

### 🍎 申込方法

入所申し込みは年度ごとが必要です。

○利用申込受付期間：（令和4年4月から希望する場合）

**令和3年12月1日（水）から令和3年12月28日（火）まで**

申込書類

○配布場所：・各放課後児童クラブ

・小山町教育委員会こども育成課（役場2階 平日8:30～17:15）

・小山町ホームページ（<http://www.fuji-oyama.jp>）からダウンロード

※新1年生はこども園経由で全員配布（町外園利用児は個別郵送）

○受付場所：・各放課後児童クラブ

・小山町教育委員会こども育成課（役場2階 平日8:30～17:15）

○提出書類：①『小山町放課後児童クラブ利用申込書』＜必須＞

②『家庭状況等申告書』＜必須＞

③入所要件確認書類（就労証明書や診断書等）

保護者（父・母）、18歳以上70歳未満の同居者＜必須＞

70歳以上の同居者、学区内別居の祖父母＜任意＞

④『小山町放課後児童クラブ利用料減額申請書』＜対象者のみ＞

※期間内に提出のない場合や不足書類がある場合は、二次審査となります。

※希望者が定員を超えた場合は、審査結果により待機となる可能性があります。

※5月以降の利用申込は随時受付、定員の範囲内で入所可能です。



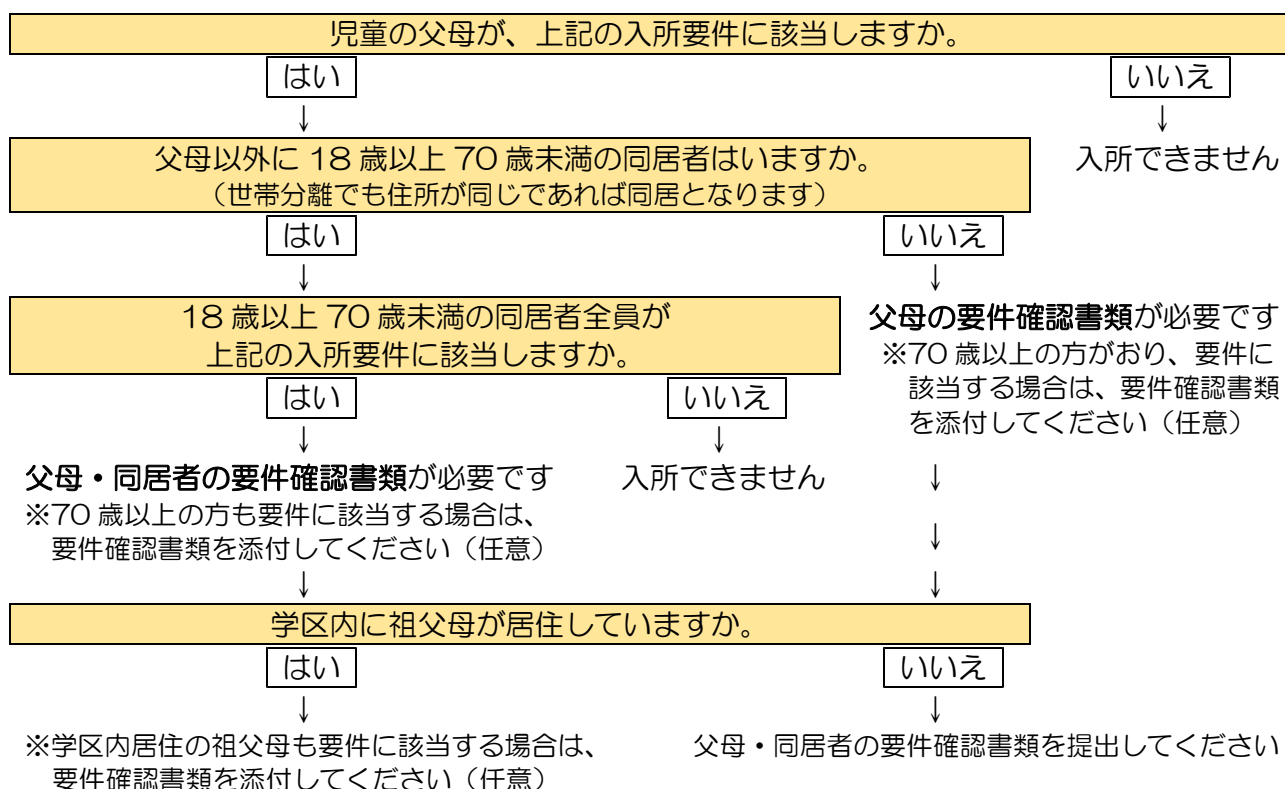
## 要件確認書類

入所要件：児童と同居（世帯分離含む、同住所地）の18歳以上70歳未満の方全員が下記のいずれかに該当すること

※同居の70歳以上の方と、学区内在住（別居）の祖父母は入所要件には該当しませんが、入所審査の対象になります。就労等の要件に該当する場合は要件確認書類をご提出ください。（要件に該当しない、提出がない場合は減点対象となり優先順位が下がる可能性があります。）

| 要件     | 提出書類                               | 備考  |
|--------|------------------------------------|---|
| 就労（外勤） | ・就労証明書（勤務先で証明）                     |   |
| 自営業    | ・就労証明書（自書）<br>・直近の確定申告書の写し         | 直近の確定申告書の写しがなければ、事業の実施状況のわかるものの写し   |
| 農業     | ・就労証明書（自書）                         | 就労証明書の余白に民生委員の証明あれば直近の確定申告書等、事業の実施状況のわかるものの写し                             |
| 出産     | ・母子手帳の写し                           | 母の氏名、出産予定日が記載されたページ   |
| 疾病     | ・診断書                               | 「保育ができない状態であること」および「療養期間」が記載された原本<br>入院・施設入所の場合は、「入院または入所の期間」がわかるものの写しでも可 |
| 障がい等   | ・各種手帳の写し                           | 氏名、等級が記載されたページ  |
| 就学     | ・学生証の写し<br>・時間割等の写し（保護者の場合）        | 就学予定者は合格通知の写しでも可<br>保護者の場合は、時間割等就学時間がわかるものの写し                             |
| 介護・看護  | ・看護・介護に関する申告書<br>・診断書の原本または各種手帳の写し | 介護（看護）が必要な方の診断書の原本、または各種手帳等の写し  |
| 離別・被災  | 個別の事由により、提出の必要がある場合は別途ご連絡します       |   |

※きょうだいで入所を申込み場合、要件確認書類は1名分に原本、残りの児童分は写しで結構です。  
※令和4年度のこども園入園申請できょうだい分の就労証明書を提出していただいている方は、その写しでも結構です。写しが手元にない場合はお申し出ください。



## 🍎 入所までの流れ

- ・令和4年1月下旬 入所決定（不可）通知書送付
  - ・令和4年2月下旬～3月 入所説明会（オリエンテーション）
- ※入所説明会は平日夜に各クラブで実施予定です。  
日程等は入所決定通知書に同封してご案内します。

## 🍎 利用開始前に辞退する場合

申し込み後に利用を辞退される場合は、こども育成課（76-6126）までご連絡ください。

## 🍎 クラブ一覧

| クラブ名               | 活動場所     |            | 電話番号    |
|--------------------|----------|------------|---------|
| 成美（やまびこクラブ）        | 藤曲 150   | 小学校内教室     | 76-1333 |
| 明倫（くじらクラブ）         | 菅沼 630-1 | 小学校敷地内専用施設 | 76-0266 |
| 足柄（ともだちクラブ）        | 竹之下 2430 | 旧足柄幼稚園舎    | 76-1079 |
| 北郷（げんきクラブ） みらい・えがお | 用沢 604-1 | 小学校敷地内専用施設 | 78-1521 |
| 須走（おひさまクラブ）        | 須走 70-18 | 小学校敷地内専用施設 | 75-1360 |



## 開所時間

|          |             |  |
|----------|-------------|--|
| 平日       | 下校時～18:00   |  |
| 学校休業日の平日 | 7:30～18:00  |  |
| 土曜日      | 7:30～18:00  | 町内合同で実施し、実施場所については調整中です。<br>日額利用料が発生します。 |
| 平日延長時間   | 18:00～19:00 | 延長料金が発生します。                              |

※日曜日、祝日、年末年始（12/29～1/3）、学校行事開催の土曜日（運動会等）、お盆期間数日間、台風等の警報発令による休校日は閉所します。

※土曜日の実施場所等について、詳細は入所説明会で案内があります。感染症拡大状況等により、合同での実施方法が変更になる可能性があります。

## 利用料

|           |  |              |  |
|-----------|--|--------------|--|
| 月額<br>保育料 | 通常   | 10,000 円     | ※1ヵ月の間利用がなくても、在籍している場合は満額徴収<br>(利用を中止する場合は、事前に利用中止届の提出が必要です。長期休暇中のみ利用希望の場合は都度利用申込をする必要があります。)<br>※月の途中で入退所するとき、15日未満の場合のみ半額<br>※緊急事態宣言等、利用制限が通知された際に利用自粛をした場合は日割返金 |
|           | 第2子以降*<br>5～6年生                              | 7,000 円      |  |
|           | 減額対象世帯<br>生活保護受給、<br>児童扶養手当受給、<br>就学援助費支給対象者 | 3,000 円      |  |
| 延長料金      |  | 200 円 / 15 分 | ※平日 18 時以降   |
| 土曜日       |  | 700 円 / 日    |  |
| 長期加算      |  | 5,000 円 / 年  | ※春・夏・冬休みいずれかの学校休業期間中に利用する場合（学校休業期間に1日も利用せず退所する場合は返金）   |

\*「第2子以降」とはクラブを利用する人数です。きょうだい構成ではありません。

## 利用中止の届出

放課後児童クラブの利用を辞める場合は、前日までに『小山町放課後児童クラブ利用中止届』をクラブまたはこども育成課へ提出してください。届出がない場合は、クラブを利用していなくても利用料が発生します。

再度、放課後児童クラブを利用したい場合は、改めて利用申込書を提出してください。（定員に空きがない場合は待機となる可能性があります。）

## 利用料の減額

『小山町放課後児童クラブ利用料減額申請書』を提出してください。

- 減額対象者：
- ・生活保護受給世帯
  - ・児童扶養手当受給（全部停止除く）
  - ・就学援助費支給
  - ・きょうだいでクラブを利用する場合の第2子以降
  - ・児童が5年生または6年生

## ※以下の詳細については、入所決定後の説明会で案内があります。※

### 🍎 利用料の支払い

- 月額利用料、長期加算：毎月 28 日に指定口座から引き落とし  
※「御殿場農業協同組合」の保護者名義の口座となります。
- 延長料金、土曜利用料：各クラブへ現金納入（翌月に請求）
- 手続き方法：『定時自動集金振替依頼書』をクラブへ提出

### 🍎 クラブでの生活

- 下校 ……放課後児童クラブへ（出欠確認・健康観察）  
↓ ※1日保育や学校の給食がない日は、お弁当をご用意ください。
- 宿題・読書  
↓
- あそび ……天気の良い日には校庭でも遊びます。
- ↓
- おやつ ……※アレルギー等で配慮が必要な児童は必ずお知らせください。
- ↓
- あそび ……好きな遊びをしながらお迎えを待ちます。



### 🍎 児童の送迎

原則として、保護者の送迎をお願いしています。  
送迎によりクラブの利用に支障が生じる場合に、例外として下記の特例を申請できます。

#### ○送迎特例のルール

- ①保護者からの申請内容を確認の上、問題ないと判断した場合のみ以下が認められます。
  - ア 中学生以上のきょうだいが送迎を行う場合
  - イ 小学校5・6年生のきょうだいが下校の際にクラブに寄って、利用児童と一緒に帰宅する場合
  - ウ 利用児童が小学校5・6年生で、その児童がひとりで帰宅する場合
  - エ ファミリーサポートセンターや通訳等の特別な事情のため、保護者に認められた家族以外の方（18歳以上）が送迎を行う場合
- ②以下の事項が守れない場合は承認が取り消されます。
  - ア 小学生のみでの帰宅は日が明るい時間帯（4～10月は17時まで、11～3月は16時まで）、中高生のお迎えは18時まで
  - イ 保護者は、登所の場合は何時にクラブに着くか、降所の場合は何時にお迎えに来るか、事前に連絡する
  - ウ 保護者は、児童の帰宅後の安否確認を必ず行う
  - エ 予定時間を過ぎてクラブに登所しない、または迎えが来ない場合は、保護者に連絡するので、保護者は児童の所在確認等を行いクラブへ状況を報告する
  - オ 情報交換のため、少なくとも週1度は、保護者または家族が送迎を行う

○手続き方法：『送迎特例申請書』をクラブへ提出



【入所申込に関する問い合わせ】  
小山町役場 こども育成課 TEL：76-6126

【運営に関する問い合わせ】  
小山町放課後児童健全育成会 事務局  
(小山町役場2F こども育成課内) TEL：76-6127